



インド アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光 基盤整備事業(1):世界文化遺産としての の保存と活用の観点からの特別評価

外部評価者: 筑波大学世界遺産専攻 日高健一郎、斎藤英俊、大和智、モルゴス・アンドラス、八木春生、
黒田乃生、羽生冬佳、上北恭史、松井敏也 国際航業 石島則夫
現地調査 : 平成 19年 1月、2月、5月

評価の概要と目的

世界遺産を含む文化遺産などの観光資源を活力源として経済発展を目指す開発途上国は多く、円借款による支援も行われてきた。しかし、文化遺産保護事業そのものの効果や文化遺産保護と観光振興の両立の実現可能性などについては、より専門的見地に基づいた調査が必要とされている。このような背景から、2006年度事後評価対象インド「アジャンタ・エ

評価対象事業	借入契約調印	承諾額	貸付完了年月
アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備事業(1)	1992年1月9日	3,745百万円	2002年3月9日

ローラ遺跡保護・観光基盤整備事業(1)」(P.92を参照)をケーススタディとして、文化遺産に関するグローバル・スタンダードを踏まえた特別評価(テーマ別評価)を実施した。本事業は、世界文化遺産そのものの修復と周辺環境整備を目的とした、円借款事業としては初の事例であり、本テーマ別評価は、今後の類似事業に活用可能な評価手法の提案、並びに後続事業の計画・実施における留意点の提示をめざすものである*。

*なお、現在後続事業(フェーズ2)を実施中であるが、本評価の対象外とする。

評価方針

1. 文化遺産の保存・修復・活用に関するグローバル・スタンダードに基づく評価

本テーマ別評価は、「世界遺産条約履行のための作業指針」(UNESCO:2005年改定)や「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章」(ベニス憲章)(ICOMOS:1964年)^{*1}など国際的に認知されている文化遺産の保存・修復・活用に関するドキュメントを基準とし、本事業がどの程度この基準を満たした形で実施されたかを検証するものである。

2. 評価項目

評価項目としては以下の通りである。

(1) 遺跡保存のための措置および周辺環境維持・改善のための措置

① 遺跡保存・修復・予防的措置の作業、および② 遺跡周辺施設の整備作業の適切性を検証する。視点としては、オーセンティシティの保持やミニマム・インターベンションの原則遵守の状況、右作業の記録、環境・景観への影響、適切な保存および公開の状況、観光開発および来訪者の増大による遺跡の保存と管理への影響等を評価する。

(2) 遺跡を活用した文化観光の促進の度合い

来訪者への遺跡の価値・重要性のインタープリテーションの試み、遺跡の価値の理解を通じた民族、宗教、慣習等を異にする異文化間の相互理解に役立つ手段としての遺跡観光の促進、地域コミュニティの観光開発方針策定・実施への関与、観光開発および来訪者の増大による地域コミュニティの生活や文化への影響の視点から評価する。

3. 評価対象コンポーネント

本事業は、遺跡保護のほかに、周辺自然環境改善、道路・上下水道・電力等のインフラ整備事業を含む総合的な観光開発をめざした事業となっている。このうち、本テーマ別評価では、特に遺跡保護、周辺自然環境改善(植林)および観光客マネージメント・システムのコンポーネントを評価対象とした。^{*2}

*1 ICOMOS: International Council on Monument and Sites (国際記念物遺跡会議)の略。

*2 遺跡保護は国立インド考古学研究所(ASI)、植林はマハラシュトラ州森林局(FDM)、観光客マネージメント・システムはマハラシュトラ州観光公社(MTDC)がそれぞれ管轄する。

評価結果

以下の表の通り、一部を除き、本事業の下で行われた各措置は、いずれも必要な作業であり、質の高い仕事が行われていると評価できる。

遺跡保存のための措置に関しては、一部みられた問題(例え

ば過剰修復)の最大の要因は、遺跡全体を総合的に統括する管理計画の欠如であると思われる。アジャンタ・エローラ遺跡のような広大な地域に存在する多数の構成要素からなる遺跡においては、グローバル・スタンダードに従い、遺跡全体の保存・

管理の原則・規則、修復計画、公開・活用のための管理計画、来訪者のための安全対策などを明文化し、各措置を行うべきであったが、ほとんどは従来の経験と慣習に従ったものであった。

他方、遺跡地周辺環境の維持・改善、および遺跡を活用した文化観光の促進のための各措置については、遺跡保護と観光振興の両立をはかる手段がとられており、高く評価できる。しか

し、その過程への地域社会の関与、遺跡の価値の理解を通じた異文化間の相互理解の促進については、評価は困難であった。

以上の評価結果から、評価対象事業の計画と実施には一部課題が残るものの、取られた措置は、いずれも遺跡の良好な保存・管理と公開・活用に必要なものであり、貴重な世界遺産の保護に役立っていることは明白である。

グローバル・スタンダードに基づく評価概要

目的と措置	評価結果
(1) ① 遺跡保存のための措置	一部過剰措置を除き、すべての措置の必要性が認められ、ほぼ目的を達成。ASIにより早期に実施されたことにつき評価。
・両遺跡石窟修理・補強工事(図1)	石窟ファサードの復元は過剰。一部ファサードの列柱のオリジナル部分と復元部分の区別が不明瞭になっており、ベニス憲章に抵触。
・排水路整備工事(表流水対策)	石窟ファサードへの雨水と岩体の亀裂から侵入する水を軽減するために石窟上部等に敷設、遺跡保護に効果を上げている。
・壁画の保存処理(図2)(図7)	アジャンタ遺跡では、修復手法・手順に問題はない。壁画のクリーニングの技術は卓越しており、オーセンティシティも損なわれていない。
・彫刻の保存修復(図3)	彫像の部分的復元は不要、もしくは過剰と判断される箇所あり。復元部分の形状の根拠に疑義あり。彫像のオリジナル部分と復元部分の区別が不明瞭。
② 遺跡地周辺環境の維持・改善のための措置	すべての措置の必要性が認められ、目的を達成。
・アジャンタ地区エコバス・システム導入	増大する来訪者に対応しつつ、排気ガスによる遺跡の劣化や環境悪化を削減することに貢献。遺産保護と観光振興の両立をはかる手段として高く評価。
・アジャンタ地区ツーリスト・コンプレックスの建設(駐車場整備とショッピング・プラザの建設)(図4)	増大する来訪者のために必要な措置であり、評価。
(2) 遺跡を活用した文化観光のための措置	すべての措置の必要性が認められる。来訪者の便益と安全確保は成功しているが、遺跡の価値の理解については一部課題が残る。
・アジャンタ遺跡石窟内照明設備(一般照明および光ファイバー照明)(図5)	光ファイバー照明は、壁画の劣化要因である放射熱、紫外線等を低減させた照明であり、壁画の保護に配慮しながら公開壁画数の維持が可能。遺跡保護と観光振興の両立をはかる手段として高く評価。
・アジャンタ・エローラ遺跡内道路新設・拡幅・改良工事(図6)	一部道路拡幅の程度・場所の根拠が不明でミニマム・インターベンションの原則に反する可能性が高い。擁壁工事も遺跡のオーセンティシティの減少、景観価値の損失を惹起。一方、本工事は増大する観光客の安全確保(スムーズな流れの確保)に役立っている。
・遺跡に関する案内板の設置パンフレット等の作成と配布	改善の余地あり。遺跡の価値・重要性に関する十分なインタープリテーションが行われていない。



図1:第23石窟の復元ファサード



図2:壁画の修復前(左)と修復後(右)



図3:第26石窟の彫像修復作業



図4:ショッピングプラザ

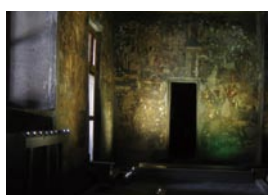


図5:光ファイバー照明システムによる壁画保存に配慮した公開

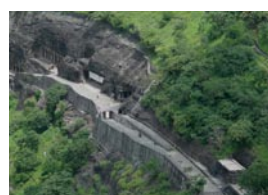


図6:道路拡幅により出現した高いコンクリート擁壁



図7:第25石窟内に設置されている保存科学研究室

今後の円借款事業における文化遺産活用にかかわる留意点

以上から得られる教訓として、グローバル・スタンダードを満たす類似事業に必要な措置としては以下が挙げられる。

- ① 相手国の文化遺産保護専門家の技術体制の確認、右体制に応じた事業の計画立案、人材育成・技術移転
- ② 分析的かつ批判的な記述、証拠物、写真、図面などで構成

される事業記録の作成、およびそれらの保存管理と公開体制の構築

- ③ 観光開発計画への地域社会の関与・参加の促進、そのための人材育成、伝統工芸・芸能の保護・育成・振興